

氏 名	やま もり とおる 山 森 亮
学位(専攻分野)	博 士 (経 済 学)
学 位 記 番 号	経 博 第 98 号
学位授与の日付	平成 13 年 1 月 23 日
学位授与の要件	学 位 規 則 第 4 条 第 1 項 該 当
研究科・専攻	経 済 学 研 究 科 経 済 動 態 分 析 専 攻
学位論文題目	アマルティア・セン／規範理論／政治経済学

論文調査委員 (主 査) 教 授 本 山 美 彦 教 授 八 木 紀 一 郎 教 授 西 村 周 三

論 文 内 容 の 要 旨

本論文は、経済学における倫理学の復興の糸口になったアマルティア・センの問題提起勢マイノリティやジェンダー問題をとりあげる最近の諸潮流の議論と結び付け、経済学における福祉問題への新しい接近法を探ろうとしたものである。問題設定とこれまでの議論の整理をおこなった短い第1章のあと、第2章「＜合理的な愚か者＞とフェミニスト経済学」、第3章「＜ケイパビリティ＞と必要理論」第4章「普遍主義の問題」、および第5章「同定／解釈の場所という問題」の4章からなる第1部「アマルティア・センの経済学批判と福祉理論」に入り、そのあと第6章「情況：アイデンティティ・ポリティクス（批判）の手前で」、第7章「理論」、第8章「＜福祉国家の規範類型＞とく再分配－承認のジレンマ」、第9章「政治経済学と規範理論」、そして第10章「終わりに」の5章からなる第2部「福祉国家の規範理論と政治経済学へ」に導かれる。

まず第1部であるが、学位請求者は、センの問題提起を受け継ぐに際して、社会的選択や個人の合理性のフォーマルな検討や尺度問題の方向ではなく、「社会政策の諸目的の明確化」(K・アロー)への彼の貢献を、フェミニスト経済学やマイノリティ問題に基礎をおいた諸潮流(しばしばカルチュラル・スタディーズとして一括される)の議論の渦のなかにおいて具体化していくという方向をとっている。「合理的な愚か者」の想定は、現実の人間が「非合理」だから誤っているとされるのではなく、男性または女性であり、しばしばマイノリティでもあるような人間のアイデンティティを無視しているから誤りであるということになる。フェミニスト経済学者に言わせれば、従来の経済学の世界は「＜経済男＞の世界」である。(第2章)

しかし、合理的個人の選好にすべてを委ねないとすれば、福祉は何らかの客観的な「必要」とそれを充足するための制度(福祉国家)に依存する。第3章は欧米で展開されている「必要」(ニーズ)理論を紹介したあと、財を福祉に転換する能力(「ケイパビリティ」)に注目するセンのアプローチを「差異に敏感なアプローチ」として評価する。また、それとの対比で、日本での議論の状況や経済学内部での「必要」の取り扱われ方に批判が加えられる。しかし、福祉をめぐる議論において「差異」を認めようとする場合には、それが主体の所属する文化ごとに基準が異なってくる文化相対主義に陥る危険はないか、またそもそも、そうした必要を認識する視点、あるいは「自己」とは何かという問題が生じる。学位請求者は、「ケイパビリティ」の具体的リストを提出することを避けているが、かといって文化相対主義にも批判的なセンの立場を「批判的な普遍主義」として特徴づけている。(第4章)学位請求者はさらに、「必要」を概念化して構築すること自体が公共的・社会的な過程を必要とするとセンが考えていることを指摘する。また、コミュニタリアニズムとリベラリズムの対立軸のなかで、センをリベラリストの側に位置付け、彼が必要を認識・構築する主体の「社会的アイデンティティ」自体が理性によって選択されるものだとしていることを指摘している。(第5章)

第2部では、まず日本の福祉論議において「少数者の不在」という状況が存在し、また実際の政策においても「差異」の存在を認めそれを是正する「アフターマティヴ・アクション」が位置づけられないことが指摘される。(第6章)この状況

を打開する理論の探求（第7章）においては、ロールズおよびセンの「再分配」論が「アファーマティヴ・アクション」と結びつく方向をさぐるとともに、必要の解釈・同定の中では「差異」と「承認」をめぐる政治が生まれ、それに対応した規範理論が生まれていることを指摘する。（第7章）この「再分配」と「承認」という2つの視点は、第8章の福祉国家の規範面からの類型化、および第9章の政治経済学において活用される。「再分配」については、それを「必要」に応じておこなうか、それとも「功績」に応じておこなうかが軸をなし、「承認」については、それを「差異化」（差異の承認）の方向でおこなうか、それとも「同質化」の方向でおこなうかが軸をなす。学位請求者が推進しようとするのは、「必要に応じた再分配」と「差異化の承認」の規範にしたがう福祉国家の方向である。しかし、両者の結合には、差異＝差別の現状を規範的に固定化するという「危険な罠」がともなうが、学位請求者は、フレーザーのように「承認」と「再分配」を構築主義的に推進するという「変革的戦略」を評価している。さらに第9章では、「再分配」と「承認」を、人々が経済生活の中で入っていく「市場」、また公共生活におけるコミュニケーションとの関係で、その「入り口」（機会）と「出口」（結果）にわけて論じられる。これは規範との緊張をはらんだ政治経済学の動態を示すものであり、そのなかで「セーフティネット」と「インセンティヴ」が位置づけられている。最後に、学位請求者がこれまで公表した論文に対する反響と残された課題を整理している。

論文審査の結果の要旨

本論文は、福祉国家と少数者の関連をめぐる問題を、規範理論として論じ、それを政治経済学に結び付けようとしたものである。福祉国家と少数者問題という研究課題を自覚した学位請求者が研究生生活をはじめるなかで見た状況は、「社会政策学における少数者の不在」であり、ひいては「社会政策学における社会政策の不在」であったという。たしかに、1970年代以降の「新しい社会運動」やカルチュラル・スタディーズが影響を与えたのは、政治学、社会学、倫理学といった諸学であり、経済学への影響はそれに比べると遅れていた。学位請求者は、こうした状況を打開する手がかりをアマルティア・センの「合理的経済人」批判と「ケイパビリティ」論に求めた。学位請求者のみるところでは、センは前者において同質化された人間像を否定し、後者において物質主義的な平等（財の均等配分！）を否定することによって福祉問題に対する「差異に敏感なアプローチ」を提供しているからである。したがってセンの経済学批判を検討した本論文の第1部は、抽象的な概念論にとどまることなく、センの経済学・既存福祉論批判のインプリケーションを引き出している。センの議論をフェミニスト経済学や欧米の「必要」（ニーズ）論とともに論じること自体が目新しいことであるが、本論文はそのなかで文化相対主義に陥らずに「普遍主義」が維持できるかどうかと言う問題、「必要」あるいは「ケイパビリティ」の認識・構築問題が存在することを指摘することによって、センの立場の理解を深めることに貢献している。

第2部は、セン、ロールズから引き出した「再分配」問題と、「必要」（ニーズ）の解釈・同定問題とマイノリティおよびジェンダー論の結合から引き出された「承認」問題を軸にして、福祉国家の類型論と政治経済学への架橋が試みられている。「再分配」が「必要」に応じて行われるか「功績」に応じて行われるか、「承認」が「差異化」の方向で行われるか「同質化」の方向で行われるかという2軸による福祉国家の規範的類型論も、たしかに有益である。また、市場的経済過程の「入口」（参加機会）と「出口」（結果）の双方において「再分配」を問題にするとともに、公共的な言論・政治過程のやはり「入口」「出口」の双方において「承認」を問題にすることによって、福祉国家の政治経済学の構想を示したことも評価できるだろう。

本論文は、全体としてロールズ・セン以降の（経済）倫理学と欧米のジェンダー、マイノリティ論を吸収して福祉国家の規範理論のトルソーを描いたものとして評価できる。このような作業は、ジェンダー、マイノリティ問題に直接関連がない場合でも、上からの画一的給付の段階を脱した福祉国家のなかで必ずおきてくる「差異」の問題、認識・解釈の問題、それらを反映した公共的意思決定の過程について、有益な見取り図を与えるものである。しかし、本論文がなおトルソーに留まっていることもまた指摘しなければならない。学位請求者が採用している方法は、既存の錯綜した議論や論争を整理しながら、その整理から問題の再構成をはかるというものである。これは、議論の具体性を示すのには有益であるが、厳密な概念構成や論理的整合性は必ずしも保証しない。さらに、本論文が基本的に規範論にとどまり、たしかに政治過程、経済過程をその中に位置付けてはいるというものの、現実の厳しい資源的制約や政策競争のなかでの選択の実情については考慮の外に

置かれている。冒頭にふれた「社会政策学における社会政策の不在」という状況に対して学位請求者は規範論で答えたが、経済的制約を十分に考慮した場合、そのような論断を維持することができるであろうか。

本論文のような規範主導型の研究方針については、当然異論も少なくないであろう。しかし、学位請求者が大学院生時代に公表したいくつかの論文がすでにながりの反響をよんでいることは、それがあつ程度の賛同者をもつ研究方針であることを示している。私たちも上記に述べたやうな問題点も、福祉国家論あるいは社会政策論における新しい研究方向の先駆けとしての本論文の学術的価値を損なうものではないことを認める。

なお、2900年11月6日本論文とそれに関連する諸問題について口頭試問をおこない、合格と認めた。